相続登記の必要書類のご案内

遺言書がなく、遺産分割協議によって登記をする場合の必要書類の一例をご案内します。
〔日本国籍の被相続人について、配偶者と成人の子（または成人の子のみ）が法定相続人となる場合の一例〕

亡くなられた方（被相続人）について

□出生から亡くなるまでの間のすべての**戸籍謄本（改正原戸籍謄本、除籍謄本などを含みます）　各１通**
※戸籍は出生から亡くなるまでの間に、数回、書き換え・書き写しがされていることが普通です。
そうした古い戸籍を含めて、生まれた時まで遡る戸籍全部の謄本が必要となります。

□住民票の除票（本籍記載のもの）　　１通（死亡時の住所地の市役所・町役場で）

□戸籍の附票　（本籍記載のもの）　　１通（戸籍と同じ窓口で）

□改製原戸籍の附票　１通 ※戸籍が近年改製されている場合には必要です

※本籍地等が遠方である場合などには、司法書士による取得代行（職務上請求：相続登記の依頼のある場合に限ります）も可能ですので、**ご相談や当初のご依頼の時点では、とりあえず揃う範囲のものをご用意ください。**《初回ご相談は無料です》

□固定資産課税台帳の名寄せ帳の写し　１通（亡くなられた方名義の分）これは、相続財産を把握し登記漏れを防止するために取得をおすすめしているもので、登記手続自体には不要です。ご依頼者様が相続財産を確実に把握されている場合には、なくても結構です。（不動産所在地の役場の税務課窓口）

□固定資産評価証明書　１通（亡くなられた方名義の土地・建物の分について、**登記を申請する年度のもの。**）
（不動産所在地の役場の税務課窓口）

相続して名義人となる方について

□戸籍抄本（または戸籍謄本）　１通

□住民票（本籍記載のもの）　１通（マイナンバーの記載のないものに限ります）

□印鑑証明書　１通

□運転免許証等、ご本人様確認書類（ご来所時に原本ご持参ください。）

名義人にはならない相続人の方について

（他の相続人の方については、相談・打合せ段階では不要です。後日、遺産分割協議書への署名押印の際までにご用意ください。）

□戸籍抄本（または戸籍謄本）　１通

□印鑑証明書　１通

その他の書類など

□権利証（登記済証）（のコピー）

※相続物件の確認資料・住所の証明資料等として利用する場合がありますので、あれば、ご用意ください。
（ない場合は結構です。）

□遺産分割協議書に、不動産以外の財産の分割についても記載される場合には、その財産の内容がわかるもの。**通帳のコピー、預金残高証明書、各種有価証券の明細書、車検証の写し等。**（不動産のみの場合には、特に必要はありません。）

※相続の形態によっては、上記以外の書類等が必要となる場合もあります。

埼玉県行田市忍 1-5-10-104 渡辺司法書士事務所 TEL ０４８－５６４－６０５５